

来月から **税** の申告が始まります

1月31日(金)～
2月7日(金)に
開設する出張窓口
もご利用ください

申告期間 2月17日(月)～3月16日(月)

市民税・都民税の申告は市役所へ
(令和2年度)

▶市民税課 ☎ 042-460-9827・9828

〈税の申告について〉

市・都民税(住民税の申告)は市役所で、所得税(確定申告)は東村山税務署の管轄する業務となります。申告期間中に限り市でも簡易な確定申告の受付を行っていますが、複雑な内容は税務署でのご相談となります。

市民税・都民税の申告

□申告が必要な方

- ①令和2年1月1日現在、西東京市内に住所があり、以下に該当する方
 - 令和元年(平成31年)中に所得があった方
 - 所得がない場合でも国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方
- ②令和2年1月1日現在、西東京市外に住所があり、西東京市内に事務所・事業所・家屋敷などがある方
- ③給与所得者で次に該当する方
 - 勤務先から西東京市に給与支払報告書の提出がなかった方
 - 地代・家賃・原稿料・年金など、給与所得以外の収入があった方

※給与所得者または公的年金の所得のみの方で、勤務先などから市へ支払報告書の提出があった方でも、扶養親族や生命保険料などの控除が支払報告書の内容から変更になる場合は申告が必要です。

※所得税の確定申告書を税務署に提出される方は、市・都民税の申告は不要。

- 申告用紙の郵送と配布 申告書は、1月24日(金)に次の方へ発送予定です。
 - 昨年、市・都民税の申告書を提出した方
 - 昨年、西東京市に転入し、かつ国民健康保険に加入した方
- ※市・都民税の申告が必要な方で、申告書が届かなかった方には、次の場所で配布します。

場所	日程
田無庁舎	4階市民税課 2月3日(月)～14日(金)
	2階申告会場 2月17日(月)～3月16日(月)
保谷庁舎	総合窓口前 2月3日(月)～2月7日(金)
	1階臨時窓口 2月10日(月)～3月9日(月)
防災センター	3月10日(火)～16日(月)
柳橋・ひばりヶ丘駅前出張所	2月3日(月)～3月16日(月)

※(上)・(中)・(下)を除く ※所得税の確定申告書も上表のとおり配布(確定申告書のダウンロードや作成は、国税庁「確定申告書等作成コーナー」からも可)しますが、税務署からの配布数に限りがあり、数日で配布を終了する場合があります。

所得がなかった方も申告を

令和元年(平成31年)中に所得のなかった方も申告をすることにより、非課税証明書の発行(都営住宅の収入報告、シルバーパス申請などに必要)、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定、老齢福祉年金など各種年金の支給、国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証などの負担区分を確定する基礎資料になりますので、申告書表面の該当箇所および申告書裏面の「所得(収入)のなかった方」欄にご記入の上、提出してください。

申告の際に必要なもの

- ①申告書・認め印・筆記用具・計算機
- ②マイナンバー制度導入に伴う本人確認書類(番号確認および身元確認) ※詳細は、4面の「申告書へマイナンバーの記載が必要です」をご覧ください。
- ③令和元年(平成31年)中の収入額が分かる書類(源泉徴収票など)
- ④下記の控除を受ける場合
 - (A)国民健康保険料・後期高齢者医療保険料(保険年金課)、介護保険料(高齢者支援課)…令和元年(平成31年)中に支払った金額を計算してあれば、領収書などの控除証明書の添付不要(金額が不明の場合は、各担当課で確認できます)
 - (B)国民年金保険料・生命保険料・地震保険料・寄附金控除…令和元年(平成31年)中に支払った金額が分かる控除証明書などの添付が必要
- ⑤医療費控除の申告(平成31年1月1日～令和元年12月31日までに支払われたものが対象)には、平成30年度より領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」を作成し添付が必要です(平成30年度より領収書の添付は不要となりましたが、領収書はご自身で5年間保存する必要があります)。

作成する際は、医療を受けた人、病院・薬局ごとに医療費を合計して記載してください。

また、平成30年度より新たにセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)が開始されました。詳細は市☎をご覧ください(従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制のどちらを適用するかは、申告者本人が選択しいずれかの適用)。

- ⑥障害者手帳または認定書(障害のある方)
- ⑦申告者名義の銀行などの口座番号が分かるもの(所得税還付申告の方) ※昨年確定申告をされた方は、その控えをお持ちください。

※申告書に添付する源泉徴収票などの書類の写しが必要な方は、あらかじめコピーを取ってください。

□申告についての注意

- 申告期間を過ぎてから申告した場合、課税決定が遅れ、課税・非課税証明書の発行時期が遅れます。普通徴収(個人納付)の場合は、納期限が過ぎると通常4回ある納期が減り、1回分の納税額が多くなりますので、期間中に申告してください。
- 住民税における上場株式等に係る配当所得等について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は、市・都民税特別徴収税額の決定通知書または納税通知書が送達される前までに市・都民税の申告が必要となります。また、選択した方式により所得金額が増えることで国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料な

どに影響する場合があります。

- 配偶者やそのほかの親族の年金から差し引かれた介護保険料・後期高齢者医療保険料は、その方が支払ったものとなり、申告者の社会保険料控除の対象とすることはできません。ただし、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料は、口座振替による支払いを選択できますので、その選択をして申告者の口座から振替により支払われた場合は、申告者の社会保険料控除に含まれます。
- 住宅ローン控除を受ける初年度は、必ず税務署への確定申告が必要となります。田無庁舎・保谷庁舎の申告会場での相談をお受けすることはできません。

市でご相談・お預かりできる所得税の確定申告書

□簡易な申告の方 給与所得者の還付申告や公的年金(個人年金所得含む)の申告など

□提出のみの方 税額の計算まで内容が全て記入済みの申告書

市でご相談できない所得税の確定申告

下記の①～⑨に該当する方は、税務署にご相談ください。

- ①配当所得などの申告 ②青色申告
- ③収支内訳書が未作成の事業所得(営業・農業など)の申告および不動産所得の申告 ④分離課税となるもの(土地・建物および株式などの売却による譲渡所得の申告) ⑤住宅ローン控除の申告(初年度および住宅ローン控除申告書が未作成のもの) ⑥相続または贈与などに係る生命(損害)保険契約などに基づく年金所得の申告 ⑦国外居住親族に係る扶養控除や市外居住の方の申告 ⑧過年分や亡くなった方の申告(平成30年分以前の申告、準確定申

告) ⑨そのほか特殊な申告(例：仮想通貨・雑損控除・災害減免・外国税額控除の申告など)

※ご相談が必要なく申告書の提出のみの場合は、お預かりできます。

公的年金等の受給者の確定申告不要制度

1年間(1月1日～12月31日)の公的年金などの収入金額が400万円以下で、そのほかの所得金額が20万円以下の方は、所得税の確定申告をする必要はありません。

ただし、所得税の還付を受ける方や平成28年分以降の外国で支払われる年金など所得税の源泉徴収の対象とならない年金を受給している方は、所得税の確定申告が必要です。

また、所得税の確定申告が不要でも、市・都民税の算定で「公的年金等の源泉徴収票」に記載のある控除内容を変更・追加する場合は、市・都民税の申告が必要です(税務署に確定申告書を提出の場合は市・都民税の申告は不要)。

申告書へマイナンバーの記載が必要です

市・都民税の申告には、マイナンバーの記載が必要です。それに伴い、本人確認(番号確認と身元確認)が必要となります(窓口提示または写しの添付)。

- 確認書類 ①マイナンバーカードのみ ②通知カード・公的機関が発行した顔写真付きの身分証明書(運転免許証・パスポート・住基カードなど) ③マイナンバーが記載された住民票(写しでも可)・公的機関が発行した顔写真付きの身分証明書(運転免許証・パスポート・住基カードなど) ※顔写真付きのものがない場合は、保険証・年金手帳など公的機関が発行した証明書2点が必要です。

※郵送の場合は写しを同封

パソコン・スマホなどから確定申告ができること知っていますか？

東村山税務署長賞受賞 ひばりが丘中学校三年生 小山紗英さん

税の標語 スマホでも便利で簡単 e-tax



※ID・パスワードの発行は申告が始まると混雑するため申告期間前の申請がおすすめです。

詳しい申請方法は5面へ